さが農業経営相談所専門家登録・派遣規程

1.資格要件

さが農業経営相談所(以下「相談所」という。)から派遣する専門家は、次の(1)から(5)の全ての要件に該当する者で、かつ、専門家名簿に登録された者とする。

- (1)農業経営法人化支援総合事業実施要綱別記1の第7の(3)に掲げる専門資格を有する者、学識経験者及び実務経験者であること。
- (2)認定農業者、認定新規就農者、集落営農、その他の農業又はその関連事業の経営改善を図る経営体(以下「担い手等」という。)の経営課題の解決を図るアドバイスやフォローアップ等の伴走型支援を実践するのに必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等(以下「技能等」という。)を有すること。
- (3)専門的分野において、担い手等への支援実績があること。
- (4) 県内全ての地域において、訪問による支援ができること。
- (5)以下のいずれか一つの経験を有すること。

技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者。

技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者。

技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者。

上記 から に掲げる者と同等程度の技能等及び経験を有すると認められる者

2. 登録及び解除

(1)登録

相談所は、本規程に基づき、ホームページで常時、専門家の公募を行うものとする。

専門家の登録申請には、応募申込書(様式1)を提出させるものとし、相談所は当該提出書類を基に審査を行い、本人との面談を経て選定する。

相談所は、選定された専門家を速やかに専門家名簿へ登録し、ホームページ上に公表する。

登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに相談所に 連絡するものとする。

(2)登録解除

専門家が3の(2)に定める事項のいずれか一に違反した場合は、相談所は即時に専門家名簿から登録を解除し、改めてホームページ上に公表するものとする。

また、専門家本人から登録解除の申し出があった場合も、同様の対応を行う。

3. 職務内容

専門家は、相談所からの指導依頼書(様式2)に基づき、相談所の経営戦略会議で決定 した重点指導農業者(以下「重点者」という。)に対し、具体的かつ実践的な指導を行う ものとする。

(1)指導前の準備

専門家は、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導を行うため、事前に当該重点 者の概要及び指導を希望する相談内容について十分理解しておくこととする。

(2)禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

業務上知り得た重点者の秘密を漏らす行為

相談所の運営、事業等に関して知り得た情報について、相談所の同意を得ずに第三 者へ提供する行為

相談所の信用を著しく損なうような行為

反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為

重点者に対し、相談所の同意を得ずに行う自らの営業行為

相談所の同意を得ずに、直接重点者と訪問日や指導計画を調整する行為

4. 留意事項

(1)指導の事前調整

事務局及び農業改良普及センター職員は、専門家が指導上必要とする情報の収集等を 十分に行い、指導前に専門家に対してその内容を詳細に伝達するものとする。

(2)専門家への同行支援

専門家が重点者に指導を行う場合には、原則、事務局及び農業改良普及センター職員が同行支援を行うものとする。

(3)受益者負担

専門家が指導を行う際に使用する材料費等の購入、長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、指導を受ける重点者の負担とする。

専門家は、重点者と顧問契約を締結した場合は、速やかに相談所に申し出るものとする。

(4)謝金及び旅費

専門家へ支払う謝金単価は7,900円/時間とし、旅費は一般社団法人佐賀県農業会議職員等の旅費に関する規程に準じるものとする。

また、支払いに当たっては、作成された経営指導記録(様式3)をもとに1月単位で集計を行い、翌月20日(休日の場合は翌営業日)に指定する口座に振り込む。ただし、3月分は当月30日(休日の場合は前営業日)に振り込むものとする。

(5)事後指導

相談所は、専門家の指導後は必要に応じて事後指導を行うことにより成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとるものとする。

(6)規程の変更

相談所は、本規程を一部変更した場合は、その旨を速やかに登録された専門家に連絡ものとする。

応募申込書

	心分十之目			
(ふりがな)				
氏 名		写真		
(所属)	(
免許・資格等	(取得年: 年) (取得年: 年)			
所属する士会				
生年月日				
事務所所在地				
電話番号				
メールアドレス				
【対応できる相談、支援内容、得意分野等】 【農業分野での支援実績】				
【登録・派遣規程に掲げる禁止事項】 確認しました				
【(HP掲載用)自己紹介文、農業に対する想いや自身の趣味等も記載してください】				

記入いただいた個人情報につきましては、さが農業経営相談所における相談者支援の目的を達成するためにのみ使用します。

事務局受領印

(専門家名) 様

さが農業経営相談所事務局

指導依頼書

このたび、令和 年 月 日開催の個別戦略会議において、(重点指導農業者 氏)の支援チーム構成員として選定され、)貴殿を専門家として派遣することに決定しましたので、下記のとおり指導を依頼いたします。

なお、指導される前に、対象者の経営戦略等について、別途打合せを行いますので、併せて ご対応をお願いします。

記

1	対	免	×
	ĽΚ	豖	Э

会社名又は氏名	
代表者氏名	

2. 日時及び場所

日 時	令和 年	月	日()	:	~	:
場所	施設名:住 所:						
特記事項							

経営指導記録

重点指導農業者名			
専門家名			
指導日時	令和 年 月	月 日 AM•PM :	~AM•PM :
指導場所	専門家事務所	相談者自宅	()普及センター
担导场 [7]	相談所事務局	その他()
(1)指導内容			
(2)今後対応すべき課題等	手		